

適用する基準 2	図書種類	記載事項 1	部数
省エネルギー 対策等級4 断熱等 性能等級4	1 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス 申込書	所定の項目を記載	正 (1部)
	2 省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書 【別記様式1号】	所定の項目を記載	正・副 (2部)
	3 省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書 別紙 一括依頼住宅番号整理表 (一括依頼の場合のみ)	申請するタイプに応じた住宅の分類一覧表	正・副 (2部)
	4 設計内容説明書(適用する基準に対応した設計内容説明書)	審査に必要な事項を記載	正・副 (2部)
	5 仕上表 もしくは 仕様書	省エネ住宅ポイントの基準に適合している仕様を記載	正・副 (2部)
	6 各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室等の寸法、壁位置、開口部の位置及び構造 3 一括依頼住宅番号整理表における住宅番号が確認できる記載	正・副 (2部)
	7 二面以上の立面図	縮尺、方位	正・副 (2部)
	8 断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井 の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	正・副 (2部)
	9 建具表及びキープラン図	建具仕様を確認できるもの/仕様書等で確認できる場合を除く	正・副 (2部)
	10 平面詳細図(熱損失計算や外皮平均熱貫流率計算等で必要な場合)	平面の詳細が確認できるもの/各部詳細図を含む	正・副 (2部)
	11 断熱範囲図(非木造の場合)	断熱仕様および断熱範囲の確認ができるもの/原則、見上げ図・見下げ図が必要	正・副 (2部)
	12 基礎伏図(一部でも基礎断熱施工する場合のみ)	一部でも基礎断熱施工する場合(ユニットバスなど)は、基礎断熱範囲、断熱材種類・厚さを記載。	正・副 (2部)
	13 各種計算書(必要な場合のみ)	熱損失係数(Q値)及び夏期日射取得係数(μ値)又は外皮平均熱貫流率(UA値)及び冷房期の平均日 射率取得率(A値)による計算書等	正・副 (2部)
	14 その他	延べ面積を確認できる資料 住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書、特別評価方法認定書、各種大臣認定書等 3	正・副 (2部)
	15 委任状(必要な場合のみ)	「省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書」の『依頼者』、『代理者』以外の方が、「省エネ住宅ポイン ト対象住宅証明書発行サービス 申込書」の『申込担当者』となる場合にのみ必要です	正・副 (2部)
省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等) 又は 一次エネルギー消費量等級 にて証明書を取得する場合は、1～15の図書に加え、以下16の図書も追加で添付が必要となります。			
省エネ住宅ポイン ト対象住宅基準 (共同住宅等)	16 評価書等 4 の写し (評価書の結果を活用し、断熱性能要件の審査を省略する場合のみ) 評価書等を利用する場合(評価書等を取得するための他サービスとの同時申請含む)は、4～ 14の図書は添付不要となります	断熱性能要件(『省エネルギー対策等級4』もしくは『断熱等性能等級4』)を満たすことが確認でき るもの	正・副 (2部)
	省エネ住宅ポイント対象住宅(共同住宅等)適合性確認シート	申請住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)への適合性を確認するシート 申請するタイプごとに作成する必要があります	正・副 (2部)
	断熱性能以外の要件を満たしていることが確認できる図書	選択する断熱性能以外の要件に応じ、当該開口部や設備機器等の位置及び性能値が確認できるもの	正・副 (2部)
一次エネルギー 消費量等級 等級4 等級5	16 一次エネルギー消費量算定用webプログラム出力表 5	申請住宅の一次エネルギー消費量	正・副 (2部)
	用途別床面積表	用途別の床面積	正・副 (2部)
	仕様書・カタログ等	設備機器等が確認できる仕様書(カタログ等の写しを含む)	正・副 (2部)

(1) 他の図書に明示した場合や、審査に必要なもの記載する必要はありません。
具体的には、「4 設計内容説明書」の【設計内容欄】の内容を図書に記載してください。

(2) 省エネルギー対策等級4、断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4は、木造住宅のみに適用できる基準です。

(3) その他審査で必要な書類のご提出をお願いする場合がございますのでご協力ください。

(4) 評価書等とは、ハウスプラスが発行した『設計住宅性能評価書』、『建設住宅性能評価書』、『フラット35S適合証明書(省エネ基準に適合)』、『長期優良住宅技術的審査適合証』、新築に係る『贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書(省エネ基準に適合)』、すまい給付金に係る『現金取得者向け新築対象住宅証明書(省エネ基準に適合)』の他、所管行政庁が発行する『長期優良住宅認定通知書』等です。
また、評価書等を取得するために他サービスの申請申込みを同時に行う場合は添付不要です。

(5) 『一次エネルギー消費量算定用webプログラム出力表』は、<http://www.kenken.go.jp/> ((独)建築研究所ホームページ内 ログイン画面)より入力し、自動算定できます。

<申請図書送付先>

〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階 ハウスプラス住宅保証株式会社
技術管理部 「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス」宛て TEL:03-5962-3800
正本・副本をファイル綴じで送付願います(表紙・背表紙に「正本・副本の別」と「住宅の名称」を記載ください)。

